

宮崎県二級水系 宮崎土木事務所管内流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「宮崎土木事務所管内流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、宮崎土木事務所管内の清武川流域など二級水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、以下の8水系の流域を対象とする。

石崎川水系、清武川水系、加江田川水系、知福川水系、突浪川水系、内海川水系、野島川水系、小内海川水系

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1のとおり構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2のとおり構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 流域で行う流域治水の全体像を共有・検討する。

- 2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は宮崎土木事務所に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

規約第3条（協議会の対象流域）を改める。

この規約は、令和4年3月24日から施行する。

宮崎県二級水系 宮崎土木事務所管内流域治水協議会 構成

機関・所属	委員	備考
宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長	
都市計画課	都市計画課長	
砂防課	砂防課長	
宮崎土木事務所	所長	
宮崎県 総務部 危機管理局	危機管理局長	
宮崎県 農政水産部・環境森林部 中部農林振興局	局長	
宮崎市	市長	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	所長	
宮崎県 県土整備部 建築住宅課		オブザーバー
宮崎県 環境森林部 自然環境課		〃
森林経営課		〃
宮崎県 農政水産部 農村計画課		〃
農村整備課		〃

宮崎県二級水系 宮崎土木事務所管内流域治水協議会 幹事会構成

機関・所属	委員	備考
宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長補佐	
都市計画課	都市計画課長補佐	
砂防課	砂防課長補佐	
宮崎土木事務所	河川砂防・都市公園課長	
宮崎県 総務部 危機管理局	危機管理課長補佐	
宮崎県 農政水産部・環境森林部 中部農林振興局	農村計画課長 農村整備課長 林務課長	
宮崎市	土木課長 都市計画課長 危機管理課長 森林水産課長 農村整備課長 下水道整備課長 清武総合支所 農林建設課長 佐土原総合支所 農林建設課長 田野総合支所 農林建設課長	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	主幹	
宮崎県 県土整備部 建築住宅課		オブザーバー
宮崎県 環境森林部 自然環境課		〃
森林経営課		〃
宮崎県 農政水産部 農村計画課		〃
農村整備課		〃